

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	特別区民税・都民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は特別区民税・都民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和5年4月17日

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税・都民税に関する事務
	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>区は、地方税その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【概要】</p> <p>納税者、国税庁、給与支払者、年金保険者、他自治体等から提出・提供される各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務。</p> <p>【事務内容】</p> <p>1 資料収受</p> <ul style="list-style-type: none">・電送データ・紙資料・電子媒体の收受。電送データには、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書等、紙資料には、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、電子媒体には、給与支払報告書・年金支払報告書等がある。・電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じ、区で管理する専用の受信端末からダウンロードする。紙資料及び電子媒体については、各提出者が区に直接提出したものを收受する。・收受した各種資料について、システムへの登録前に分類・目視点検等を行う。 <p>2 資料登録・累積</p> <ul style="list-style-type: none">・收受した課税資料をシステムへ登録・累積する。ダウンロードデータについては電子媒体によりシステムに登録する。紙資料については外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、資料をデータ化しシステムに登録する。なお、データパンチを経ずに、紙資料から直接システムに職員がオンライン入力する場合もある。 <p>3 賦課決定</p> <ul style="list-style-type: none">・累積したデータの内容調査を行い、記載内容に矛盾のあるデータ、同一資料重複送付のデータ、個人特定が不完全なデータ等について、調査の上、修正入力を行う。・修正後データを集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。・賦課期日現在、杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。・賦課決定処理を行ったデータを中間サーバコネクタDBを経由し、情報連携ファイルに格納する。 <p>4 通知</p> <ul style="list-style-type: none">・確定した個人住民税額については納税通知書・税額決定通知書及び納付(納入)書を出し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。発送業務については外部委託処理を基本とし、電子媒体による通知書を含む場合等は自区内処理をしている。住登外課税(賦課期日現在、他の市区町村の住民基本台帳に存在するが居住の実態等により杉並区で個人住民税を賦課する者)をした者については、賦課期日現在に住民基本台帳が存在する自治体に対し、杉並区で課税する旨の通知を送付する。・年金特別徴収者(4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある者)については年金特徴依頼情報を作成し、eLTAXを通じ年金支払者(日本年金機構)に送信する。 <p>5 減免</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納税義務者へ通知する。 <p>6 収納</p> <ul style="list-style-type: none">・納税義務者・特別徴収義務者が金融機関等に納付(納入)書を持参し、納付(納入)する。(特別徴収のみ、金融機関による納入サービスがある。)・口座振替対象者については、指定金融機関を通じ、各金融機関に振替処理を依頼する。・金融機関等で納付(納入)後、区に送付される納付(納入)済データを基に、システムに収納情報の登録を行う。・納付(納入)済データが送付されない収納確認分については、外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、データ化した上でシステムに収納情報の登録を行う。・賦課情報と収納情報の確認を行い、還付や充当などの処理を行う。 <p>7 督促・催告</p> <ul style="list-style-type: none">・納定期限までに個人住民税を完納しない場合は、法令に則り督促状を発付する。また、督促状でも納付(納入)がない場合は、定期的に催告を行う。 <p>8 滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none">・滞納者に対し、財産等の調査を行う。・担税力があるにもかかわらず自主納付に応じない滞納者に対し、差押や執行停止などの処分を行う。・他自治体からの滞納者に関する納税情報照会に係る回答事務を行う。 <p>9. 納税管理人</p> <ul style="list-style-type: none">・納税管理人の申請を受け付け、納税管理人宛てに必要な通知を送付する事務を行う。
②事務の内容	※

	<p>10 財産調査 ・滞納整理を進める過程において、滞納者の納付(納入)能力の判定や滞納処分の執行のために、預金・給与・生命保険等の財産調査を行う。</p> <p>11 徴収猶予・延滞金減免等 ・滞納者より、徴収猶予・延滞金減免の申し出があった場合について、区は申請書を作成し、申請者宛てに送付する。審査後、決定・否決通知書を申請者に送付する。</p> <p>12 滞納処分 ・督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る個人住民税を完納しない場合は、預金・給与・生命保険等の差押等を行う。具体的な手続きは、第三債務者宛てに差押通知書を送達し、差押後、滞納者宛てに差押調書謄本を交付する等である。差押財産換価後、配当計算入力・充当処理をする。 ・配当計算書の作成を行い、滞納者宛てに送付する。 ・調査の結果財産が判明せず、地方税法に規定する執行停止の基準に該当する場合は、執行停止調書を作成する。審査後、滞納者宛てに執行停止通知書を送付する。</p> <p>13 還付充当 ・過誤納金が発生した場合は、納税義務者・特別徴収義務者に還付のお知らせ・還付請求書、充当通知を送付する。納税義務者・特別徴収義務者からの還付請求書に基づきシステムに還付情報の登録を行い、納税義務者・特別徴収義務者へ還付金の支払及び還付通知書の送付を行う。</p> <p>14 保存 ・各処理で生じた文書については、書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。</p>
--	--

③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
-------	---

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1 紳士者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。</p> <p>2 初期資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の初期賦課資料の個人特定及び管理を行う。</p> <p>3 課税情報管理機能 初期賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。</p> <p>4 期割情報管理機能 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。</p> <p>5 扶養情報管理機能 初期賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。</p> <p>6 通知書発行機能 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。</p> <p>7 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。</p> <p>8 他団体への通知機能 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (コンビニ交付システム)</p>

システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1 住民登録外者管理 既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)において除票があった個人で、引き続き、氏名・性別・生年月日・現住所等の個人情報を管理する必要がある者について住登外者として登録する。氏名・性別・生年月日・区内最終住所(除票前住所)等の情報は既存住基システムから引き継ぐことが出来る。また、住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があった場合に情報を更新する。</p> <p>2 履歴管理 住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があった場合に、更新履歴を管理し、照会できる。</p> <p>3 住民登録外者の個人番号管理 各業務システムが住民登録外者等記録システムにより管理する住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>1 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。</p> <p>2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者及び年金保険者間で送受信する。</p> <p>3 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。</p> <p>4 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p> <p>5 特別徴収義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、特別徴収税額の電子的な納付を受け付ける。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム4	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	<p>1 消込処理機能 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。</p> <p>2 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。</p> <p>3 還付充当処理機能 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。</p> <p>4 納税証明書発行機能 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。</p> <p>5 納付書発行機能 再発行納付書や分割納付書などの納付書を発行する。</p> <p>6 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

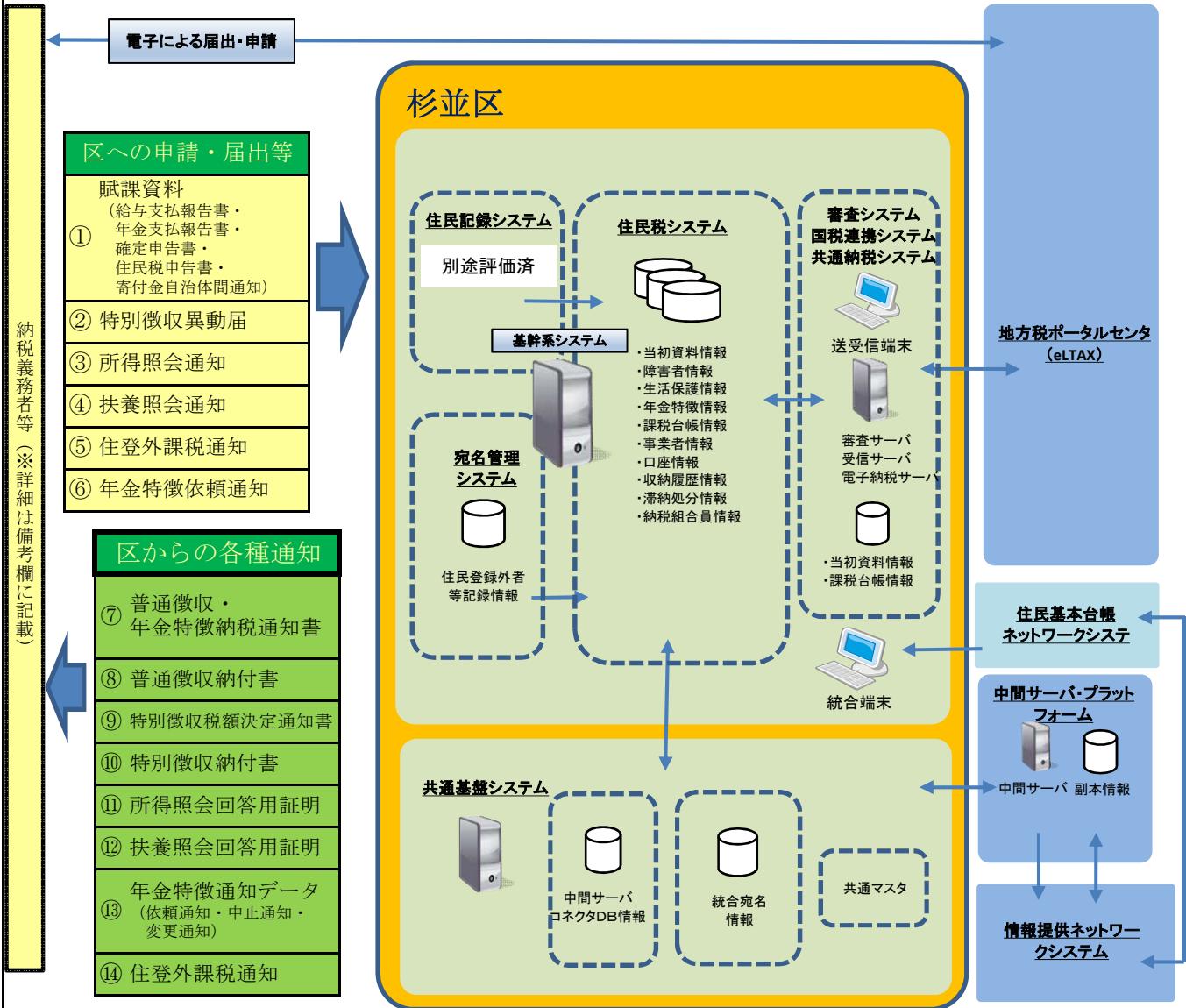
システム5	
①システムの名称	OCR日計システム
②システムの機能	○ 納付データを取り込み、消込処理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報管理機能 口座情報の登録・異動・照会を行う。 2 口座振替データ作成機能 口座振替データを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1 収納消込システムと連携し収納状況の照会を行う。 2 納税者との交渉経過や納税者の財産情報等を記録する。 3 差押え、交付要求、配当計算、執行停止、不納欠損などの処分等を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム8	
①システムの名称	発送管理システム
②システムの機能	1 発行した帳票等の発送履歴情報を管理する。 2 発送の対象から除く必要のある帳票等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム9	
①システムの名称	総合証明システム
②システムの機能	○ 各種業務の証明書発行画面への遷移を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム10	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	○ 連携システムとのデータ連携を行うため、スケジュールや履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム11	
①システムの名称	中間サーバネクタ
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(又は個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。 業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ・プラットフォーム)

システム12	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバコネクタ)</p>
システム13	
①システムの名称	共通システム
②システムの機能	[<input checked="" type="checkbox"/>] システムの共通的な情報、職員情報、及び権限情報等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム14	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 情報照会機能 全国サーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム15	
①システムの名称	AI-OCRシステム
②システムの機能	<p>1 帳票定義機能 AI-OCRで読み取る項目等の設定を行う。</p> <p>2 認識処理機能(PDFデータを電子データ化する機能) PDF化した手書きの 特別徴収に係る給与所得者異動届出書等をLGWAN-ASP経由で電子データ化する。</p> <p>3 修正機能 電子データ化したデータをPDFと比較し、修正する。</p> <p>4 結果出力機能(CSVで出力する) 電子データをCSV形式等で出力する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 複数資料の名寄せや本人特定により、より正確な所得、保有状況等の把握を行い、適正・公平な課税事務及び効率化するため。</p> <p>2 その他地方税関係情報、システムからの扶養・障害・生活保護等の情報の連携により、賦課決定の効率化及び公正化を図るため。</p> <p>3 地方税の徴収及び滞納処分に係る、各個人の納税状況及び調査結果を正確に把握する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	・番号法第9条別表第2に規定される事務において、所得や扶養状況等の確認のため、従来は住民税の証明書が必要だった場合に、個人番号を利用することによりその省略が可能となり、申請者の負担軽減につながることが見込まれる。また、課税資料の名寄せや突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[] 実施する [] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 課税課、区民生活部 納税課
②所属長の役職名	課税課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

住民税事務では、各種届出を窓口・郵送で受け付け、結果の通知等を発行し、窓口渡し又は発送(郵送)する。

- ①賦課資料(給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書)を受け付け、賦課資料情報を登録する。
登録された賦課資料情報をもとに課税計算を行い税額を確定する。

- 課税計算結果をもとに納税義務者へ⑦普通徴収・年金特徴納税通知書、⑧普通徴収納付書を発行する。

- 課税計算結果をもとに特別徴収義務者へ⑨特別徴収税額決定通知書、⑩特別徴収納付書を発行する。

- ②特別徴収異動届を受け付け、審査を行い、賦課更正を実施する。

- ③所得照会通知を受け付け、⑪所得照会回答用証明を発行する。

- ④扶養照会通知を受け付け、⑫扶養照会回答用証明を発行する。

- ⑤他自治体で住登外課税をした者の賦課期日現在の住民登録が杉並区であった際に、他自治体で課税する旨の通知が送付される。⑯住登外課税をした者の賦課期日現在に住民登録が存在する自治体に対して、杉並区で課税する旨の通知を送付する。

- ⑥年金特徴依頼通知をもとに年金特徴対象者の判定を行い、⑬年金特徴通知データを作成する。

※納税義務者等は以下のとおり分類される。

- 電子による届出・申請・提供・通知・照会・回答等を行う納税義務者等
→ 日本年金機構、国税庁、勤務先・保険会社等、他自治体・他行政機関

- 電子以外による届出・申請・提供・通知・照会・回答等を行う納税義務者等
→ 勤務先・保険会社等、申請者、他自治体・他行政機関

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区民、区外在住の課税対象者等(賦課資料の提出・提供のあった非課税者、区外在住の個人事業主含む)。区外在住の被扶養者。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (担当者氏名 等)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者を特定し、正しい賦課・徴収を行うために記録。 ○連絡先情報 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促をする際に利用する。 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報は、対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録。 ・地方税関係情報は、算出した個人住民税額に基づき、賦課・徴収及び証明書等の出力を行うために記録。 ・障害者福祉情報は、本人、扶養者の障害の情報に基づき、控除の有無の判定を行うために記録。 ・生活保護関係情報は、生活保護関連の受給情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民生活部課税課・納税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人							
	[○] 評価実施機関内の他部署	(区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報管理課)						
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(国税庁・日本年金機構・デジタル庁)						
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他自治体)						
②入手方法	[○] 民間事業者	(紙と電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。))						
	[○] その他	(紙と電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。))						
③入手の時期・頻度	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
	[○] その他	([] フラッシュメモリと専用線)						
④入手に係る妥当性	[○] 電子メール	[○] 専用線						
	[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム						
⑤本人への明示	[○] その他	(eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム)						
	1 当初賦課時に入手	・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて隨時入手。						
⑥使用目的 ※	・生活保護情報について、1月～6月にかけて隨時入手。							
	・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて隨時入手。							
⑦使用の主体	・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随时入手。							
	・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。							
⑧使用の主体	・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、隨時入手。							
	2 個別的な対応に際して入手							
⑨使用の主体	・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を隨時入手。							
	・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。							
⑩使用の主体	・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。							
	・公金受取口座情報を住民税の還付の都度入手。							
⑪使用の主体	・地方税法、通達により定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・給与支払者からの情報提供を受けている。							
	・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報について、必要がある場合に取得している。							
⑫使用の主体	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。							
	・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。							
⑬使用の主体	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律9条に基づき、収集していること後、広く国民に周知している。							
	・住民税の公平・公正な算出・通知、適正な納入管理及び申告勧奨等を行うため。							
⑭使用の主体	変更の妥当性	一						
	⑮使用の主体	区民生活部課税課・納税課・区民課						
⑯使用の主体	⑰使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑯使用の主体								

⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。 ・個人住民税の障害者控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。非課税及び税額を決定するために行っている。 ・個人住民税の減免の申告書等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。課税、非課税の決定のために行っている。 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。税額を決定するために行っている。 ・個人住民税の課税(家屋敷課税)の基礎となる税資料等に登録されている個人番号及び4情報と、住民税賦課・徴収ファイルが保有する個人番号及び4情報を突合して個人特定を行う。
情報の統計分析※	<ul style="list-style-type: none"> ・課税状況の分析等のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税額の決定・更正、滞納処分
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (9) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システム保守	
①委託内容	システム保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	・株式会社RKKコンピューターサービス ・富士通株式会社 ・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	システム保守の一部
委託事項2	システム運用支援	
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	

③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td><td style="width: 30%;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td><td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td></tr> </table>							[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上									
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)</p>									
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。									
⑥委託先名		<p>・トーテックアメニティ株式会社</p>									
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[再委託する]</td> <td style="width: 30%;">1) 再委託する</td> <td style="width: 30%;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>						[再委託する]	1) 再委託する	2) 再委託しない	
[再委託する]	1) 再委託する	2) 再委託しない									
⑧再委託の許諾方法	<p>・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。</p>										
⑨再委託事項	<p>・システム運用の一部</p>										
委託事項3		インフラ環境運用保守									
①委託内容		インフラ環境運用保守									
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[特定個人情報ファイルの全体]</td> <td style="width: 30%;">1) 特定個人情報ファイルの全体</td> <td style="width: 30%;">2) 特定個人情報ファイルの一部</td> </tr> </table>						[特定個人情報ファイルの全体]	1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部	
[特定個人情報ファイルの全体]	1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部									
	対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 1万人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1万人以上10万人未満</td> </tr> </table> <p>3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	
[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満									
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。										
その妥当性	システムのインフラ環境運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。										
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>						[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上									
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>									
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。									
⑥委託先名		<p>・日本電子計算株式会社</p>									
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[再委託しない]</td> <td style="width: 30%;">1) 再委託する</td> <td style="width: 30%;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>						[再委託しない]	1) 再委託する	2) 再委託しない	
[再委託しない]	1) 再委託する	2) 再委託しない									

委託事項4		賦課資料の電子データ化業務								
①委託内容		紙形態で区へ送付される賦課資料等(給与支払報告書、確定申告書(2表)、住民税申告書等)につき、コンピュータへの取り込みが可能なように電子データ化する。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">紙媒体の課税資料が発生する個人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">大量の紙帳票のデータを限られた時間でデータ化しなければならぬため委託を行っている。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	紙媒体の課税資料が発生する個人		その妥当性	大量の紙帳票のデータを限られた時間でデータ化しなければならぬため委託を行っている。	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	紙媒体の課税資料が発生する個人									
その妥当性	大量の紙帳票のデータを限られた時間でデータ化しなければならぬため委託を行っている。									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100人以上500人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>								
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。								
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ株式会社								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
委託事項5		納税通知書・納付書の印字・封入封緘・送付作業								
①委託内容		納税通知書・納付書の印字、封入封緘作業と郵便局への持込。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならぬため委託を行っている。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならぬため委託を行っている。	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。									
その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならぬため委託を行っている。									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[50人以上100人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>								

⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		光ビジネスフォーム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
委託事項6		税額通知書の印字・封入封緘・送付作業	
①委託内容		税額通知書の印字、封入封緘作業と郵便局への持込。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
	対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		株式会社TLP	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由書を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。	
	⑨再委託事項	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由書を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。	

委託事項7		賦課資料ファイリングシステムの運用・保守				
①委託内容		賦課資料ファイリングシステムの運用・保守。				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。					
その妥当性		適切なデータの保全を行うため、専門的ノウハウを有する民間業者に委託を行っている。				
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供は行わない(物理的に区画された) 専用の室でのみ操作)</p>				
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。				
⑥委託先名		株式会社ジェイエスキューブ				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>				
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。				
	⑨再委託事項	ハードウェアの保守・点検				
委託事項8		指定番号固定化総括表の印字・封入封緘・送付作業				
①委託内容		指定番号固定化総括表の封入封緘作業と郵便局への持込。				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[1万人以上10万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。					
その妥当性		大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。				
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[50人以上100人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>				

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input checked="" type="radio"/> ○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input checked="" type="radio"/> ○ 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		日本電算機用品株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [<input type="checkbox"/> 再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託事項9		審査システム及び国税連携システムの運用
①委託内容		審査システム及び国税連携システムの運用・サービスを提供する事業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input checked="" type="radio"/> ○ その他 (LGWAN)]
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [<input type="checkbox"/> 再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの運用・管理・保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (64) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (46) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	日本年金機構	
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号	
②提供先における用途	・年金保険者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、自治体に納入するため。	
③提供する情報	・年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人未満</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)</p>	
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 7月	
提供先2	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の給与支払者	
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号	
②提供先における用途	・税額の通知	
③提供する情報	・納税義務者の所得情報、控除額情報、税額情報。	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・特別徴収(給与特徴)対象者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)</p>	
⑦時期・頻度	・当初課税及び更正時	

提供先3	国税庁・市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第10号
②提供先における用途	・国税庁:国税に関する事務。 市町村長:個人住民税の賦課及び徴収。
③提供する情報	・納稅義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国税庁:扶養控除否認対象者 ・市町村:当区で賦課しない者に係る、所得税確定申告書等を提出した者、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払を受けた者及びその扶養親族等
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ)</p>
⑦時期・頻度	・隨時
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の1の項
②提供先における用途	・健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の2の項
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・住基法第24条に規定する転出届出があった都度 ・転入区市町村から住基法第24条の2第3項の通知が届いた都度

提供先6	健康保険組合		
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の3の項		
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	・住民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> [10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者		
⑥提供方法	<ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () 		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
提供先7	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の4の項		
②提供先における用途	・船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
③提供する情報	・住民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> [10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者		
⑥提供方法	<ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () 		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
提供先8	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の6の項		
②提供先における用途	・船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
③提供する情報	・住民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> [10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者		
⑥提供方法	<ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () 		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の8の項
②提供先における用途	・児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先10	都道府県
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の9の項
②提供先における用途	・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の11の項
②提供先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先12	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の項
②提供先における用途	・児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先13	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の18の項
②提供先における用途	・予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の20の項
②提供先における用途	・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の23の項
②提供先における用途	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の26の項
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先17	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の27の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の28の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の29の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先20	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の31の項
②提供先における用途	・公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先21	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の34の項	
②提供先における用途	・私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先22	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の35の項	
②提供先における用途	・厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先23	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の37の項	
②提供先における用途	・特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先24	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の38の項
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先25	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の39の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先26	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の40の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先27	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の42の項	
②提供先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先28	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の43の項	
②提供先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先29	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の53の項	
②提供先における用途	・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先30	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の54の項	
②提供先における用途	・住宅地区改良法による改良工事の管理権としては家賃の決定権としては変更又は収入超過に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先31	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の57の項	
②提供先における用途	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先32	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の58の項	
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先33	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の59の項	
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先34	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の61の項	
②提供先における用途	・老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先35	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の62の項	
②提供先における用途	・老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先36	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の63の項
②提供先における用途	・母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先37	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の64の項
②提供先における用途	・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の65の項
②提供先における用途	・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の66の項	
②提供先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先40	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の67の項	
②提供先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先41	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の70の項	
②提供先における用途	・母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先42	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の71の項
②提供先における用途	・雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先43	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の74の項
②提供先における用途	・児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先44	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の80の項
②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の84の項
②提供先における用途	・昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先46	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の85の2の項
②提供先における用途	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先47	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の87の項
②提供先における用途	・中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先48	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の91の項	
②提供先における用途	・平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先49	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の92の項	
②提供先における用途	・平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先50	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の94の項	
②提供先における用途	・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先51	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の97の項	
②提供先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先52	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の101の項	
②提供先における用途	・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	
提供先53	農林漁業団体職員共済組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の102の項	
②提供先における用途	・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度	

提供先54	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の103の項
②提供先における用途	・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先55	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の106の項
②提供先における用途	・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の107の項
②提供先における用途	・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先57	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の108の項
②提供先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先58	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の113の項
②提供先における用途	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先59	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の114の項
②提供先における用途	・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

提供先60	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会				
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の115の項				
②提供先における用途	・平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの				
③提供する情報	・住民税関係情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()				
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度				
提供先61	市町村長				
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の116の項				
②提供先における用途	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの				
③提供する情報	・住民税関係情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()				
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度				
提供先62	厚生労働大臣				
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の117の項				
②提供先における用途	・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの				
③提供する情報	・住民税関係情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()				
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度				

提供先63	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の120の項
②提供先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;"><選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
提供先64	社会福祉協議会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;"><選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先1	保健福祉部障害者施策課、子ども家庭部保育課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・支援対象児童及びその保護者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先2	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険加入者及び擬制世帯主
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先3	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 1万人未満] [<input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・該当児童及びその保護者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時

移転先4	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・手当支給該当者及び保護者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先5	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童及びその保護者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時
移転先6	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時

移転先7	保健福祉部介護保険課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・介護保険被保険者及びその世帯員		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時		
移転先8	保健福祉部障害者施策課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時		
移転先9	子ども家庭部管理課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・該当児童及びその保護者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時		

移転先10	保健福祉部福祉事務所		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・上記給付等の該当者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時		
移転先11	都市整備部住宅課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・入居者及び連帯保証人		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時		
移転先12	都市整備部住宅課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・入居者及び連帯保証人		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		

移転先13	保健福祉部高齢者在宅支援課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・老人福祉法(昭和38年法律第61号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
移転先14	保健福祉部障害者施策課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
移転先15	保健福祉部障害者施策課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		

移転先16	子ども家庭部管理課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
移転先17	子ども家庭部管理課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税賦課・徴収ファイルの存在する者の内②に該当する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		
移転先18	保健福祉部国保年金課		
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項		
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	・住民税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度		

移転先19	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先20	杉並福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先21	国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・年金保険者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先22	福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第3項)
②移転先における用途	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先23	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第5項)
②移転先における用途	・身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先24	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第11項)
②移転先における用途	・知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先25	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第25項)
②移転先における用途	・杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先26	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第26項)
②移転先における用途	・杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先27	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第27項)
②移転先における用途	・杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先28	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第28項)
②移転先における用途	・杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先29	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第29項)
②移転先における用途	・杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先30	住宅課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第30項)
②移転先における用途	・杉並区高齢者住宅条例による区立高齢者住宅及び区立サービス付き高齢者向け住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先31	保育課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第30の2項)
②移転先における用途	・杉並区保育料等に関する条例による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先32	福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第31項)
②移転先における用途	・外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先33	住宅課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第32項)
②移転先における用途	・高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先34	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第33項)
②移転先における用途	・ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先35	介護保険課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第34項)
②移転先における用途	・介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先36	高齢者在宅支援課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第35項)
②移転先における用途	・介護用品の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先37	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第36項)
②移転先における用途	・身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先38	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第37項)
②移転先における用途	・身体障害者等に係る電話料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先39	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第38項)
②移転先における用途	・知的障害者の位置情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先40	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第38の2項)
②移転先における用途	・障害者グループホームの家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先41	保育課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第39項)
②移転先における用途	・私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先42	保育課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第39の2項)
②移転先における用途	・保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先43	保健サービス課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第40項)
②移転先における用途	・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先44	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第41項)
②移転先における用途	・東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

移転先45	障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第42項)
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">◇選択肢◇</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度
移転先46	保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2(第43項)
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">◇選択肢◇</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<杉並区における措置> 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室内に設置したサーバに保管する。 <データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 [6年以上10年未満] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
③消去方法		地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。
7. 備考		提供先及び移転先の21以降については別紙のとおり。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

特別区民税・都民税情報ファイル ①当初資料情報 【給与支払報告書】

1	宛名番号	2	年度分	3	算定団体コード	4	バッチ連番
5	処理コード	6	資料番号	7	合算区分	8	申告区分
9	徴収区分	10	指定番号	11	整理番号	12	受給者番号
13	パンチ氏名カナ	14	パンチ生年月日	15	専給区分	16	給与収入一般
17	給与収入専従	18	給与特定控除	19	給与所得	20	所得控除合計
21	源泉徴収税額	22	源泉徴収税額内未納	23	源泉徴収税額計算値	24	控除対象配偶者あり
25	控除対象配偶者あり(老人)	26	配偶者特別控除	27	扶養_特定	28	扶養_同居老親
29	扶養_老人合計	30	扶養_一般	31	扶養_障害(特別同居)	32	扶養_障害(特別合計)
33	扶養_障害(その他)	34	控除_小規模企業共済等掛金	35	控除_社会保険料	36	控除_生命保険料
37	控除_損害保険料	38	控除_住宅取得特別	39	定率控除額	40	前職分給与
41	配偶者所得	42	生命保険_個人年金支払額	43	損害保険_長期支払額	44	本人_夫あり
45	本人_未成年	46	乙欄区分	47	本人_特別障害	48	本人_その他障害
49	本人_老年者	50	本人_寡婦	51	本人_寡夫	52	本人_勤労学生
53	死亡退職	54	災害者	55	外国人	56	就退職区分
57	就退職年月日	58	算入強制区分	59	強制親区分	60	警告エラー無視サイン
61	併徴先判定区分	62	エラー区分	63	エラー内容	64	作成日
65	更新日	66	更新時間	67	更新職員宛名番号	68	更新端末番号
69	国民年金保険料等	70	転送区分	71	転送先コード	72	転送日
73	年調区分	74	住宅取得等特別控除可能額	75	住宅居住開始年月日1	76	住宅居住開始年月日2
77	住宅借入金等年末残高1	78	住宅借入金等年末残高2	79	住宅借入区分1	80	住宅借入区分2
81	住宅借入区分3	82	エラー詳細コード	83	年少扶養人數	84	生命保険_支払額
85	新生命保険_支払額	86	新生命保険_個人年金支払額	87	生命保険_介護医療支払額	88	訂正区分
89	条約免除区分	90	特定取得区分1	91	特定取得区分2	92	住宅借入金等特別控除適用数
93	非居住者である親族の数	94	控除対象扶養親族の欄外記載有無	95	16歳未満扶養親族の欄外記載有無	96	パンチイメージ番号
97	摘要欄	98	給与_所得金額調整控除額	99	控除_基礎	100	本人_ひとり親

特別区民税・都民税情報ファイル 【年金支払報告書】

1	宛名番号	2	年度分	3	算定団体コード	4	バッチ連番
5	処理コード	6	資料番号	7	合算区分	8	入力区分
9	徴収区分	10	指定番号	11	パンチ生年月日	12	パンチ氏名カナ
13	年金収入	14	年金所得	15	源泉徴収税額	16	源泉徴収税額内未納
17	源泉徴収税額計算値	18	定率控除額	19	配偶者所得	20	配偶者特別控除
21	控除対象配偶者あり	22	控除対象配偶者あり(老人)	23	本人_特別障害	24	本人_その他障害
25	本人_老年者	26	本人_寡婦	27	本人_寡夫	28	本人_勤労学生
29	扶養_特定	30	扶養_同居老親	31	扶養_老人合計	32	扶養_一般
33	扶養_障害(特別同居)	34	扶養_障害(特別合計)	35	扶養_障害(その他)	36	控除_社会保険料
37	算入強制区分	38	強制親区分	39	本人_夫あり	40	警告エラー無視サイン
41	エラー区分	42	エラー内容	43	作成日	44	更新日
45	更新時間	46	更新職員宛名番号	47	更新端末番号	48	転送区分
49	転送先コード	50	転送日	51	年調区分	52	エラー詳細コード
53	年少扶養人數	54	非居住者である親族の数	55	パンチイメージ番号	56	本人_ひとり親

特別区民税・都民税情報ファイル 【確定申告書、住民税申告書】

1	宛名番号	2	年度分	3	算定団体コード	4	バッチ連番
5	処理コード	6	資料番号	7	合算区分	8	申告区分
9	徴収区分	10	指定番号	11	整理番号	12	受給者番号
13	パンチ生年月日	14	パンチ氏名カナ	15	納税者番号	16	務署連絡区分
17	警告エラー無視サイン	18	強制課税区分	19	手入力区分	20	所得_営業等
21	所得_営業(営業等内訳)	22	所得_他事(営業等内訳)	23	所得_漁業(営業等内訳)	24	所得_農業
25	所得_肉用牛(免税・免外計)	26	所得_肉用牛(免外売却価格)	27	所得_不動産	28	所得_利子
29	所得_配当(配当控除適用分)	30	所得_配当(配当控除適用無分)	31	所得_配当(少額)	32	所得_給与
33	所得_公的年金	34	所得_雑	35	所得_譲渡一時	36	所得_一時(2分の1前)
37	所得_総合短期	38	所得_総合譲渡長期(2分の1前)	39	所得_退職	40	所得_分離山林
41	所得_分離事業雑	42	所得_分離短期	43	所得_分離短期軽減	44	所得_分離長期(一般)
45	所得_分離長期(優良)	46	所得_分離長期(居住)	47	所得_分離上場株式	48	所得_分離未公開株式
49	所得_分離先物取引	50	合計所得金額	51	総所得金額	52	総所得金額等

53	純損失の金額	54	雑損失の金額	55	先物取引繰越控除	56	専従者控除_配偶者
57	専従者控除_その他	58	平均課税(前々年変動所得)	59	平均課税(前年の変動所得)	60	平均課税(変動所得)
61	平均課税(臨時所得)	62	特別控除_一時	63	特別控除_総合譲渡	64	特別控除_短期
65	特別控除_短期軽減	66	特別控除_長期(一般)	67	特別控除_長期(優良)	68	特別控除_長期(居住)
69	特別控除_山林	70	特別控除_上場株式	71	特別控除_未公開株式	72	給与収入(一般)
73	給与収入(専従)	74	給与(特定控除)	75	公的年金収入	76	本人_特別障害
77	本人_その他障害	78	本人_老年者	79	本人_寡婦	80	本人_寡夫
81	本人_勤労学生	82	本人_未成年	83	本人_夫あり	84	控除対象配偶者あり
85	控除対象配偶者あり(老人)	86	配偶者所得	87	扶養_一般	88	扶養_特定
89	扶養_老人同居	90	扶養_老人合計	91	扶養_障害(特別同居)	92	扶養_障害(特別合計)
93	扶養_障害(その他)	94	青色申告区分	95	専従者_配偶者	96	専従者_その他
97	非課税所得区分1	98	非課税所得金額1	99	控除_雑損	100	控除_医療費
101	控除_社会保険料	102	控除_小規模企業共済等掛金	103	控除_生命保険料	104	控除_損害保険料
105	控除_寄附金	106	控除_配偶者特別	107	控除_配偶者	108	控除_本人
109	控除_扶養	110	控除_障害(扶養控除内数)	111	控除_基礎	112	生命保険_支払額
113	生命保険_個人年金支払額	114	損害保険_地震支払額	115	損害保険_長期支払額	116	所得控除_合計
117	退職_退職収入(現年課税分)	118	退職_所得税用退職所得	119	退職_勤続年数	120	退職_障害区分
121	所得税_控除_損害保険料	122	所得税_控除_生命保険料	123	所得税_控除_配偶者特別	124	所得税_控除_寄附金
125	所得税_合計所得	126	所得税_所得控除計	127	所得税_その他税額控除	128	所得税_所得税額
129	計算値_合計所得金額	130	計算値_控除額合計	131	計算値_配当控除	132	計算値_特別減税額
133	計算値_所得税額	134	収入_営業等	135	収入_営業(営業等内数)	136	収入_漁業(営業等内数)
137	収入_他事(営業等内数)	138	収入_農業	139	収入_肉用牛	140	収入_不動産
141	収入_利子	142	収入_配当(配当控除適用分)	143	収入_配当(配当控除適用無分)	144	収入_配当(少額配当分)
145	収入_雑	146	収入_一時	147	収入_総合譲渡短期	148	収入_総合譲渡長期
149	収入_分離事業	150	雑	151	収入_分離短期	152	収入_分離短期軽減
153	収入_分離長期(一般)	154	収入_分離長期(優良)	155	収入_分離長期(居住)	156	収入_分離山林
157	収入_分離上場株式	158	収入_分離未公開株式	159	収入_分離先物取引	160	特例摘要条文長期
161	特例摘要条文短期	162	特例摘要条文予備	163	エラー区分	164	エラー内容
165	作成日	166	更新日	167	更新時間	168	更新職員宛名番号
169	更新端末番号	170	配当割額	171	株式譲渡繰越損失	172	併徴先判定区分
173	転送区分	174	転送先コード	175	転送日	176	所得_長期(居住特例)
177	長期(居住特例)の繰越損失	178	収入_配当(私募証券)	179	収入_配当(一般外貨建)	180	所得_配当(私募証券)
181	所得_配当(一般外貨建等証券)	182	所得税_外国税額控除	183	所得税_住宅ローン控除	184	住宅取得等特別控除
185	翌年申告作成区分	186	住宅取得等特別控除計算値	187	住宅取得等特別控除可能額	188	税源移譲減額計算値
189	発送区分	190	調査コード	191	金額予備8	192	金額予備9
193	金額予備10	194	譲渡割額	195	寄附金(ふるさと納税)	196	寄附金(共同募金・日赤支部)
197	寄附金(市条例指定)	198	寄附金(都道府県条例指定)	199	所得_分離上場配当	200	収入_分離上場配当
201	住宅取得等可能額(H21~)	202	算入強制区分	203	強制親区分	204	国税連携区分
205	還付申告区分	206	エラー詳細コード	207	扶養_年少	208	特定寄附金
209	震災関連寄附金(限度額80%の分)	210	特定震災指定寄附金(税額控除適用分)	211	認定NPO寄附金(税額控除適用分)	212	寄附金控除(税額控除)
213	退職_特定役員区分	214	金額予備項目12	215	特定取得区分	216	金額予備項目14
217	金額予備項目15	218	申告日時	219	新生命保険_支払額	220	新生命保険_個人年金支払額
221	生命保険_介護医療支払額	222	医療費の支払額	223	金額予備項目16	224	金額予備項目17
225	配当_株式等譲渡の申告不要制度適用区分	226	金額予備項目19	227	金額予備項目20	228	寄附金(ワンストップ特例)
229	給与_所得金額調整控除適用区分	230	給与_所得金額調整控除額	231	本人_ひとり親	232	内)収入_その他雑
233	内)収入_業務雑	234	内)所得_その他雑	235	内)所得_業務雑		

特別区民税・都民税情報ファイル 【扶養関係情報】

1	宛名番号	2	年度分	3	扶養者宛名番号	4	扶養関係コード
5	履歴連番	6	作成日	7	更新日	8	更新時間
9	更新職員宛名番号	10	更新端末番号	11	照会区分	12	被扶養者宛名番号

特別区民税・都民税情報ファイル 【申告特例通知書情報】

1	宛名番号	2	年度分	3	算定団体コード	4	バッチ連番
5	処理コード	6	資料番号	7	寄附先コード	8	パンチ氏名かな
9	パンチ生年月日	10	パンチ性別	11	合計寄附金額	12	入力日
13	算入強制区分	14	作成日	15	更新日	16	更新時間
17	更新職員宛名番号	18	更新端末番号				

特別区民税・都民税情報ファイル 【記載番号情報】

1	宛名番号	2	年度分	3	バッチ連番	4	処理コード
5	合算区分	6	対象区分	7	記載順	8	記載個人番号
9	作成日	10	更新日	11	更新時間	12	更新職員宛名番号
13	更新端末番号						

特別区民税・都民税情報ファイル ②障害者情報

1	賦課期日情報	2	宛名番号	3	年度	4	算定団体コード
5	履歴連番	6	氏名カナ	7	氏名漢字	8	生年月日
9	性別	10	町名	11	番地	12	方書
13	地区コード	14	行政区コード	15	班コード	16	世帯番号
17	世帯主かな	18	世帯主氏名漢字	19	記載順位	20	続柄名
21	続柄区分	22	続柄コード1	23	続柄コード2	24	続柄コード3
25	続柄コード4	26	現存区分	27	人格区分	28	住民となる判定日
29	住民となる事由	30	住民でなくなる日	31	住民でなくなる事由	32	転出確定区分
33	配偶者宛名番号	34	生活保護区分	35	障害者区分1	36	障害者区分2
37	障害者区分3	38	国保資格	39	介護保険資格	40	国民年金資格
41	国民年金記号	42	国民年金番号	43	後期高齢資格	44	各種情報2
45	各種情報3	46	各種情報4	47	申告書作成区分	48	前年申告区分
49	前年徴収区分	50	本人_老年者	51	本人_未成年	52	作成日
53	更新日	54	更新時間	55	更新職員宛名番号	56	更新端末番号
57	郵便番号	58	郵便番号BC	59	住登外課税区分	60	市町村コード
61	申告発送日	62	生保開始日	63	生保終了日	64	詳細コード
65	発送管理1	66	発送管理2	67	発送管理3	68	発送管理4
69	発送管理5	70	発送管理6	71	発送管理7		

特別区民税・都民税情報ファイル ③生活保護情報

1	賦課期日情報	2	宛名番号	3	年度	4	算定団体コード
5	履歴連番	6	氏名カナ	7	氏名漢字	8	生年月日
9	性別	10	町名	11	番地	12	方書
13	地区コード	14	行政区コード	15	班コード	16	世帯番号
17	世帯主かな	18	世帯主氏名漢字	19	記載順位	20	続柄名
21	続柄区分	22	続柄コード1	23	続柄コード2	24	続柄コード3
25	続柄コード4	26	現存区分	27	人格区分	28	住民となる判定日
29	住民となる事由	30	住民でなくなる日	31	住民でなくなる事由	32	転出確定区分
33	配偶者宛名番号	34	生活保護区分	35	障害者区分1	36	障害者区分2
37	障害者区分3	38	国保資格	39	介護保険資格	40	国民年金資格
41	国民年金記号	42	国民年金番号	43	後期高齢資格	44	各種情報2
45	各種情報3	46	各種情報4	47	申告書作成区分	48	前年申告区分
49	前年徴収区分	50	本人_老年者	51	本人_未成年	52	作成日
53	更新日	54	更新時間	55	更新職員宛名番号	56	更新端末番号
57	郵便番号	58	郵便番号BC	59	住登外課税区分	60	市町村コード
61	申告発送日	62	生保開始日	63	生保終了日	64	詳細コード
65	発送管理1	66	発送管理2	67	発送管理3	68	発送管理4
69	発送管理5	70	発送管理6	71	発送管理7		

特別区民税・都民税情報ファイル ④年金特徴情報

1	年金特徴対象者情報	2	捕捉年度	3	宛名番号	4	データ区分
5	履歴番号	6	レコード区分	7	市町村コード	8	特別徴収義務者コード
9	通知内容コード	10	予備1	11	特別徴収制度コード	12	作成年月日
13	年金保険者用整理番号1	14	年金コード	15	予備2	16	生年月日
17	性別	18	氏名カナ	19	氏名漢字	20	郵便番号
21	住所カナ	22	住所漢字	23	各種区分コード	24	処理結果コード
25	予備3	26	各種年月日	27	各種金額1	28	各種金額2
29	各種金額3	30	予備4	31	保険者用整理番号2	32	特徴開始月
33	特徴開始期別	34	特徴依頼日	35	突合結果コード	36	突合区分
37	特徴状態	38	レコード番号	39	システム作成日	40	更新日
41	更新時間	42	更新職員宛名番号	43	更新端末番号	44	各種金額4
45	各種金額5	46	各種金額6	47	各種金額7	48	各種金額8
49	停止年月	50	個人番号	51	年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)	52	捕捉年度

53	依頼周期	54	依頼年月日	55	ファイル名	56	レコード区分
57	市町村コード	58	特別徴収義務者コード	59	通知内容コード	60	予備1
61	特別徴収制度コード	62	作成年月日	63	年金保険者用整理番号1	64	年金コード
65	予備2	66	生年月日	67	性別	68	氏名カナ
69	氏名漢字	70	郵便番号	71	住所(カナ)	72	住所(漢字)
73	各種区分コード	74	処理結果コード	75	予備3	76	各種年月日
77	各種金額欄(金額1)	78	各種金額欄(金額2)	79	各種金額欄(金額3)	80	予備4
81	年金保険者用整理番号2	82	レコード番号	83	システム作成日	84	更新日
85	更新時間	86	職員個人番号	87	端末番号	88	更新職員宛名番号
89	更新端末番号	90	各種金額4	91	各種金額5	92	各種金額6
93	各種金額7	94	各種金額8	95	停止年月	96	個人番号

特別区民税・都民税情報ファイル ⑤課税台帳情報 【課税情報】

1	宛名番号	2	年度分	3	算定団体コード	4	履歴連番
5	処理日	6	異動日	7	異動事由	8	異動事由補足
9	申告区分	10	徴収区分	11	指定番号	12	整理番号
13	受給者番号	14	納税者番号	15	税務署連絡区分	16	警告エラー無視サイン
17	強制課税区分	18	手入力区分	19	前居住地課税区分	20	賦課所在地コード
21	所得_営業等	22	所得_営業(営業等内訳)	23	所得_他事(営業等内訳)	24	所得_漁業(営業等内訳)
25	所得_農業	26	所得_肉用牛	27	肉用牛壳却価格	28	所得_不動産
29	所得_利子	30	所得_株式配当	31	所得_配当控除無分	32	所得_配当(少額)
33	所得_給与	34	所得_公的年金	35	所得_雑	36	所得_譲渡一時
37	所得_一時(2分の1前)	38	所得_総合短期	39	所得_総合譲渡長期	40	所得_分離山林
41	所得_退職	42	所得_分離事業雑	43	所得_分離短期	44	所得_分離短期軽減
45	所得_分離長期一般	46	所得_分離長期優良	47	所得_分離長期居住	48	所得_分離上場株式
49	所得_分離未公開株式	50	所得_分離先物取引	51	所得_特控後_山林	52	所得_特控後_短期
53	所得_特控後_短期軽減	54	所得_特控後_長期一般	55	所得_特控後_長期優良	56	所得_特控後_長期居住
57	所得_特控後_上場株式	58	所得_特控後_未公開株式	59	合計所得金額	60	総所得金額
61	総所得金額等	62	純損失	63	雑損失	64	先物取引繰越控除
65	専従者控除_配偶者	66	専従者控除_その他	67	前々年の変動所得	68	前年の変動所得
69	変動所得	70	臨時所得	71	特別控除_一時	72	前々年の変動所得
73	特別控除_総合譲渡	74	特別控除_短期	75	特別控除_短期軽減	76	特別控除_長期一般
77	特別控除_長期優良	78	特別控除_長期居住	79	特別控除_山林	80	特別控除_上場株式
81	特別控除_未公開株式	82	給与収入(一般)	83	給与(特定控除)	84	公的年金収入
85	本人_特別障害	86	本人_他障害	87	本人_老年者	88	本人_寡婦
89	本人_寡夫	90	本人_勤労学生	91	本人_未成年	92	本人_夫あり
93	控対配あり	94	控対配老人	95	配偶者所得	96	扶養_一般
97	扶養_特定	98	扶養_老人同居	99	扶養_老人合計	100	扶養_障害(特別同居)
101	扶養_障害(特別合計)	102	扶養_障害(その他)	103	青色申告区分	104	専従者_配偶者
105	専従者_その他	106	非課税所得区分1	107	非課税所得金額1	108	控除_雑損
109	控除_医療費	110	控除_社会保険料	111	控除_小規模	112	控除_生保
113	控除_損保	114	控除_寄付金	115	控除_配偶者特別	116	控除_配偶者
117	控除_本人	118	控除_扶養	119	控除_扶養障害	120	控除_基礎
121	生命保険_支払額	122	生命保険_個人年金	123	損害保険_地震	124	損害保険_旧長期
125	所得控除_合計	126	退職_退職収入	127	退職_所得税用退職	128	退職_勤続年数
129	退職_障害区分	130	所得税_控除_損保	131	所得税_控除_生保	132	所得税_控除_配偶者特別
133	所得税_控除_寄付金	134	所得税_合計所得	135	所得税_所得控除計	136	所得税_その他税額控除
137	所得税_所得税額	138	計算値_合計所得金額	139	計算値_控除額合計	140	計算値_配当控除
141	計算値_特別減税額	142	計算値_所得税額	143	保育用所得税額	144	課標_総合
145	課標_総合(実計)	146	課標_肉用牛	147	課標_山林	148	課標_退職
149	課標_事業雑	150	課標_短期	151	課標額_短期軽減	152	課標_長期優良
153	課標_長期居住	154	課標_上場株式	155	課標_未公開株式	156	課標_先物取引
157	課標_合計	158	市_総合	159	市_肉用牛	160	市_山林
161	市_退職	162	市_事業雑	163	市_短期	164	市_短期軽減
165	市_長期一般	166	市_長期優良	167	市_長期居住	168	市_上場株式

169	市_未公開株式	170	市_先物取引	171	市_合計	172	市_配当控除
173	市_外国税額控除	174	市_調整額	175	市_定率控除額	176	市_端数
177	市_所得割	178	市_減免額(所得割)	179	市_均等割	180	市_減免額(均等割)
181	県_総合	182	県_肉用牛	183	県_山林	184	県_退職
185	県_事業雑	186	県_短期	187	県_期軽減	188	県_長期一般
189	県_長期優良	190	県_長期居住	191	県_上場株式	192	県_未公開株式
193	県_先物取引	194	県_合計	195	県_配当控除	196	県_外国税額控除
197	県_調整額	198	県_定率控除額	199	県_端数	200	県_所得割
201	県_減免額(所得割)	202	県_均等割	203	県_減免額(均等割)	204	差引年税額
205	収入_営業等	206	収入_営業(営業等内数)	207	収入_漁業(営業等内数)	208	収入_他事(営業等内数)
209	収入_農業	210	収入_肉用牛	211	収入_不動産	212	収入_利子
213	収入_株式配当	214	収入_配当(控除無分)	215	収入_配当(少額配当分)	216	収入_雑
217	収入_一時	218	収入_総合譲渡短期	219	収入_総合譲渡長期	220	収入_分離事業雑
221	収入_分離短期	222	収入_分離短期軽減	223	収入_分離長期一般	224	収入_分離長期優良
225	収入_分離長期居住	226	収入_分離山林	227	収入_分離上場株式	228	収入_分離未公開株式
229	収入_先物取引	230	損益_経常所得	231	損益_分離短期	232	損益_分離短期軽減
233	損益_総合譲渡短期	234	損益_分離長期一般	235	損益_分離長期優良	236	損益_分離長期居住
237	損益_譲渡一時	238	損益_分離山林	239	損益_退職	240	国保_推定所得
241	国保_繰越損失	242	国保_繰越損失軽減用	243	特例適用条文長期	244	特例適用条文短期
245	特例適用条文予備	246	配当割額	247	配当譲渡割の控除額(市町村)	248	配当譲渡割の控除額(県)
249	決裁区分	250	併徴元区分	251	転送区分	252	株式譲渡繰越損失
253	強制親区分	254	システム作成日	255	更新日	256	更新時間
257	更新職員宛名番号	258	更新端末番号	259	市_老年者経過	260	県_老年者経過
261	市_配当譲渡割控除不足額	262	県_配当譲渡割控除不足額	263	市_調整控除額	264	県_調整控除額
265	所得_分離長期居住特例	266	長期居住特例繰越損失	267	収入_配当(私募)	268	収入_配当(一般外貨)
269	所得_配当(私募)	270	所得_配当(一般外貨)	271	強制発送区分	272	得税_外国税額控除
273	所得税_住宅ローン控除	274	資料番号	275	住宅取得等控除_入力値	276	市_税源移譲_入力値市_住宅取得税額控除
277	県_住宅取得控除	278	市_税源移税税額控除	279	県_税源移譲税額控除	280	翌年申告作成区分
281	住宅取得等特別控除_計算値	282	住宅取得等可能額	283	県_税源移譲_入力値	284	発送区分
285	調査コード	286	上場配当繰越損失	287	住宅用課税標準額	288	住宅用所得税額
289	譲渡割額	290	寄附金(ふるさと納税)	291	寄附金(共同募金	292	日赤支部)
293	寄附金(市区町村条例指定)	294	寄附金(都道府県条例指定)	295	市_寄附金	296	所得_分離上場配当
297	収入_分離上場配当課標_上場配当	298	市_上場配当	299	県_上場配当	300	住宅借入金等可能額(H21~)
301	還付申告区分	302	翌年度用給与支払額	303	翌年度用社保	304	還付加算起算日
305	減免区分	306	普徴減免開始月	307	特徴減免開始月	308	減免率
309	国外所得総額	310	外国所得税額	311	扶養_年少	312	特定寄附金
313	震災関連寄附金	314	特定震災指定寄附金	315	認定NPO寄附金	316	寄附金税額控除
317	金額予備項目11	318	金額予備項目12	319	金額予備項目13	320	金額予備項目14
321	金額予備項目15	322	新生命保険_支払額	323	新生命保険_個人年金	324	生命保険_介護医療
325	医療費の支払額	326	金額予備項目16	327	金額予備項目17	328	配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分
329	金額予備項目19	330	金額予備項目20	331	寄附金(ワンストップ特例)	332	市民税_申告特例控除額(税額控除)
333	都民税_申告特例控除額(税額控除)	334	給与_所得金額調整控除適用区分	335	給与_所得金額調整控除額	336	本人_ひとり親
337	内)収入_その他雑	338	内)収入_業務雑	339	内)所得_その他雑	340	内)所得_業務雑

特別区民税・都民税情報ファイル ⑥事業所情報

1	事業所情報	2	科目コード	3	科目詳細コード	4	宛名番号
5	大分類コード	6	中分類コード	7	小分類コード	8	納付書出力区分
9	事業所ソート区分	10	連絡先	11	作成日	12	更新日
13	更新時間	14	更新職員宛名番号	15	更新端末番号	16	共済区分
17	公務員区分	18	納期特例区分	19	総括はがき作成区分	20	郵振作成区分
21	国番	22	事業所予備1	23	普徴義務者区分	24	事業所予備3
25	義務者取消区分	26	個人事業主個人番号				

特別区民税・都民税情報ファイル ⑦口座情報

1	宛名番号	2	科目コード	3	科目詳細コード	4	振替振込区分
5	申請自治体	6	申請日	7	適用開始日	8	適用終了日
9	金融機関コード	10	支店コード	11	支店枝番	12	口座種別
13	口座番号	14	表示用口座番号	15	口座名義人番号	16	口座名義人ナ
17	口座名義人漢字	18	口座終了理由	19	通知書区分	20	指定口座区分
21	口座登録連番	22	振替済通知書	23			

特別区民税・都民税情報ファイル ⑧収納履歴情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	収納日	11	支所コード	12	冊号
13	入力連番	14	入力連番内連番	15	領収日	16	納付方法
17	収納区分	18	収納額	19	督促手数料	20	延滞金
21	前納報奨金	22	還付加算金	23	会計年度	24	会計年度督促手数料
25	会計年度延滞金	26	決算区分	27	歳出還付区分	28	OCRID
29	口座登録連番	30	充当科目コード	31	充当科目詳細コード	32	充当算定団体コード
33	充当期割団体コード	34	充当団体内外区分	35	充当調定年度	36	収納額から収納額
37	収納額から督促料	38	収納額から延滞金	39	督促料から収納額	40	督促料から督促料
41	督促料から延滞金	42	延滞金から収納額	43	延滞金から督促料	44	延滞金から延滞金
45	払込日	46	払込時刻	47	本部コード	48	店舗コード
49	送金予定日	50	滞納管理1	51	滞納管理2	52	充當年度分
53	充当通知書番号	54	充当論理期別				

特別区民税・都民税情報ファイル ⑨滞納処分情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	処分日	11	処分コード	12	処分区区分
13	処分理由	14	処分取消日	15	処分取消区分	16	処分取消理由
17	滞納区分	18	滞納管理1	19	滞納管理2	20	処分調定
21	処分督促	22	処分延滞				

特別区民税・都民税情報ファイル ⑩納税組合員情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	宛名番号	4	納組開始日
5	納組終了日	6	納組コード				

特別区民税・都民税情報ファイル ⑪住民登録外者等記録情報

1	宛名番号	2	履歴連番	3	適用日	4	登録業務
5	住民票コード	6	世帯番号	7	現存区分	8	人格区分
9	国籍コード	10	支所コード	11	地区コード	12	行政区コード
13	班コード	14	小学校区コード	15	中学校区コード	16	投票区コード
17	算定団体コード	18	生年月日	19	和暦生年月日	20	性別
21	市区町村コード	22	大字コード	23	本番	24	枝番1
25	枝番2	26	街区コード	27	棟番号	28	号番号
29	氏名かな	30	氏名漢字	31	通称名かな	32	通称名漢字
33	郵便番号	34	郵便番号BC	35	町名	36	番地
37	方書	38	代表者肩書	39	代表者氏名	40	支店名称
41	部課名称	42	郵便返却区分	43	登録事由	44	番号制度個人番号
45	番号制度法人番号						

○中間サーバコネクタDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○情報連携ファイル

1	個人住民税情報	2	課税年度	3	総所得金額等	4	合計所得金額
5	合計所得金額情報	6	総所得金額	7	総所得金額情報	8	給与所得額
9	給与所得額情報	10	給与収入額	11	給与専従者収入額	12	雑所得額(総合)
13	雑所得額(総合)情報	14	公的年金等所得額	15	公的年金等収入額	16	公的年金等以外雑所得額(総合課税)
17	事業所得額	18	事業所得額情報	19	営業等所得額	20	農業所得額
21	特例肉用牛所得額	22	不動産所得額	23	利子所得額(総合)	24	配当所得額(総合)
25	譲渡所得額(総合)	26	譲渡所得額(総合)情報	27	長期譲渡所得額(特別控除前)	28	特別控除額(長期譲渡所得)
29	短期譲渡所得額(特別控除前)	30	特別控除額(短期譲渡所得)	31	一時所得額(総合)	32	山林所得額
33	退職所得額(総合)	34	譲渡所得額(申告分離)	35	譲渡所得額(申告分離)情報	36	長期譲渡所得額(特別控除前)
37	特別控除額(長期譲渡所得)	38	短期譲渡所得額(特別控除前)	39	特別控除額(短期譲渡所得)	40	株式等譲渡所得額(申告分離)

41	株式等譲渡所得額(申告分離)情報	42	未公開株式等譲渡所得額	43	上場株式等譲渡所得額	44	上場株式等配当等所得額(申告分離)
45	先物取引雑所得額(申告分離)	46	繰越控除額	47	繰越控除額情報	48	純損失繰越控除額
49	居住用財産譲渡損失繰越控除額	50	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	51	上場株式等譲渡損失繰越控除額	52	特定株式等譲渡損失繰越控除額
53	先物取引差金等決済損失繰越控除額	54	雑損失繰越控除額	55	雑損控除額	56	医療費控除額
57	小規模共済等掛金控除額	58	社会保険料控除額	59	生命保険料控除額	60	地震保険料控除額
61	配偶者特別控除額	62	配偶者控除等	63	扶養控除	64	扶養控除情報
65	一般	66	特定	67	老人	68	同老
69	16歳未満扶養者数	70	障害者控除	71	障害者控除情報	72	普障
73	特障	74	同特	75	本人該当区分	76	控除対象配偶者
77	控除対象障害者	78	控除対象寡婦(寡夫)	79	控除対象勤労学生	80	扶養控除対象
81	16歳未満扶養親族	82	専従者控除額	83	所得控除合計額	84	課税所得額(課税標準額)
85	市町村民税_住宅貸入金等特別控除額	86	市町村民税_寄付金控除	87	市町村民税_外国税控除額	88	市町村民税_配当控除額
89	市町村民税所得割額	90	市町村民税均等割額	91	都道府県民税所得割額	92	都道府県民税均等割額
93	居住用損失額	94	市町村民税所得割額(減免前)	95	市町村民税均等割額(減免前)	96	減免税額
97	所得税確定申告書の提出の有無	98	住民税申告書の提出の有無				

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「区民生活部課税課情報セキュリティマネジメント実施基準」及び「区民生活部納税課情報セキュリティマネジメント実施基準」（以下「情報セキュリティマネジメント実施基準」という。）に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 提出された課税資料が、他自治体での課税対象情報であると判明した場合は、確実に当該自治体へ資料回送する運用が確立している。 窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要的情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 申告用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 課税資料の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 ログを保管することで、職員による目的外の情報の入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 住民税に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である地方税法及び杉並区特別区税条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 「情報セキュリティマネジメント実施基準」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導徹底する。 本人から情報を取得する場合は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得する。 他区市町村や給与支払者等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。 日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な課税資料の登録処理等が行われていないかを確認する。 委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、基本4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 他区市町村や給与支払者等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 住民登録課税の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 正確性に疑義が生じた場合は、地方税法及び杉並区特別区税条例に基づき、適宜税務調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申告書等を収受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務取扱者以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、基本4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみとし、IDの共有を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関する情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、隨時その権限を失効している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ管理者(所属長)は、アクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーID・パスワードによる認証及び生体認証について定期的に確認する手順が「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。 ・各システム共にユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行っている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特別区民税・都民税に関する事務を取り扱う個人番号利用事務実施者に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育とともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>					
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク						
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の持ち出しへについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。 端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
-						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 制限している	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない		
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えていている。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを記録している。 		
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・契約で個人情報の持ち出しが認められない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。 		
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータは、業務完了後、個人情報特記仕様書に基づく情報管理台帳を添付の上、直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> 以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守 		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。	
その他の措置の内容	・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。 ・受付等業務を行う執務室内では、「情報セキュリティマネジメント実施基準」により携帯電話、カメラ等の使用を制限しているとともに、メモ用紙類の取扱いについても「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			<ul style="list-style-type: none"> ・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			<ul style="list-style-type: none"> ・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税に関する事務では、事務処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。		
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
	リスクへの対策は十分か		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
	リスクへの対策は十分か		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
	リスクへの対策は十分か		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>			
・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。			
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>			
・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用するにより、安全性を確保している。			
・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[政府機関ではない]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区内設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・賦課・徴収ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規程に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。 ・職員が離席する際には時間経過によるロックが作動する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。 	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><不正プログラム対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、パターンファイルは最新のものを適用している。 <p><不正アクセス対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	 <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。</p> <p>※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。</p>	

	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。</p> <p>(1)操作ログ点検の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 <p>(2)職員に対する教育・研修の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 <p>(3)職場環境の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。
⑩死者の個人番号	<p>[保管している] <選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p> <p>・課税対象者の情報は、各種申告データ等に基づき更新され、税額の決定通知書等により区民に通知するものであるため、区民側でも確認できることにより、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</p> <p>・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。</p>		
他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p><本区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について、「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額・納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	特別区民税・都民税情報ファイル
公表場所	「1. ①請求先」と同じ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区区民生活部課税課税務管理係
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	特別区民税・都民税に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。
②実施日・期間	令和元年8月1日から令和元年8月31日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	・意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。 ・税の個人情報は、秘匿性が高い情報です。再委託について、どのような監督を行っているのか具体的に明にするとともに対策を検討してください。 ・地方税関係情報提供について、本人同意の有無をどのように確認しているのか、また同意しないことを表明した場合、その対象者や対象事務の情報提供をどのように管理し提供しない仕組みにしているのか、明らかにしてください。
⑤評価書への反映	表紙の特記事項を修正した。 また、提出された区民等からの意見・質問等について「提出された区民意見と反映状況の一覧」として取りまとめた。
3. 第三者点検	
①実施日	令和元年10月29日
②方法	杉並区情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、特別区民税・都民税に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	VI ①実施日	令和元年6月14日 時点	令和2年10月15日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	-	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和3年1月1日	移転先3,5,9,16,17,25,29,34	子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	事後	公式ホームページアドレス修正による
令和3年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	システム15追加	事後	新システムの導入による
令和4年3月18日	I 6②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 3⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第7号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	
令和4年3月18日	II 5提供先3 法令上の根拠①	・番号法第19条第9号	・番号法第19条第10号	事後	
令和4年3月18日	II 5提供先4~63 法令上の根拠①	番号法第19条第7号及び別表第2の〇の項	番号法第19条第8号及び別表第2の〇の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	Ⅲ 6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和4年3月18日	VII 1①実施日	令和2年10月15日	令和3年9月17日	事後	
令和4年3月18日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 別紙【記録項目】への記録項目追加・変更	一	システムの改修にともない、19項目追加。2項目名称変更。	事後	
令和4年3月18日	II ファイルの概要 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社イムラ封筒	株式会社TLP	事後	
令和5年4月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、 26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、 70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、 26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、 70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、 120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	事後	重要な変更に当たらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報政策課 行政機関・独立行政法人等(国税庁・日本年金機構)	区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所、政策経営部情報管理課 行政機関・独立行政法人等(国税庁・日本年金機構・デジタル庁)	事後	重要な変更に当たらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>1 当初賦課時に入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。 ・生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。 ・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 <p>2 個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を 随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。 ・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。 	<p>1 当初賦課時に入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。 ・生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。 ・個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 <p>2 個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を 随時入手。 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。 ・自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。 ・公金受取口座情報を住民税の還付の都度入手。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律9条に基づき、収集していること後、広く国民に周知している。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査 ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・個人住民税の課税(家屋敷課税) ・過誤納金(これに加算すべき還付加算金)の還付 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 ・給与所得に係る特別徴収税額の還付 ・年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付 	事後	重要な変更に当たらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥	・委託契約のより決定する予定	トーテックアメニティ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8⑥	日本電算機用品株式会社	株式会社コタニ	事後	
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9⑥	日本電気株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている 63件 (略)	提供を行っている 64件 (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先64	なし	提供先64の新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする (略)	・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	事後	重要な変更に当たらない(組織改正による課の名称変更)
令和5年4月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	(略) ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	事後	重要な変更に当たらない(組織改正による課の名称変更)
令和5年4月17日	III 7リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	III 7リスク1 ⑨その内容	(追加)	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨再発防止策の内容	(追加)	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。</p> <p>再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)操作ログ点検の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しが防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	事後	自己点検
令和5年4月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。 チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。 (略)	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。 チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 (略)	事後	
令和5年4月17日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	重要な変更に当たらない(組織改正による課の名称変更)